

## 平成27年度第1回江田島市総合教育会議 議事録

平成27年7月21日(火)、江田島市役所2階会議室において、平成27年度第1回江田島市総合教育会議を開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午後1時30分

閉会 午後2時25分

### 2 出席者

#### (1) 構成員

市長	田 中 達 美
教育委員会委員長	三 島 雅 司
教育委員会委員長職務代理者	樋 上 美由紀
教育委員会委員	柳 川 政 憲
教育委員会委員	今 井 絵里子
教育委員会教育長	塚 田 秀 也

#### (2) 関係者（教育委員会事務局）

教育次長	渡 辺 高 久
学校教育課長	畠 藤 邦 子
生涯学習課長	山 井 法 男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木 場 副 行
江田島図書館長兼能美図書館長	木 場 久仁子

#### (3) 総合教育会議事務局

総務部長	山 本 修 司
総務課長	小 栗 賢
総務課 行政係 主任	山 崎 充 宏

### 3 傍聴人

1名

### 4 議事日程

- (1) 総合教育会議の制度説明について
- (2) 報告第1号 報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定について）
- (3) 議案第1号 江田島市総合教育会議運営規程案について
- (4) 議事録に署名する者の決定について
- (5) 協議第1号 江田島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について
- (6) その他

## 5 議事の概要

### ○ 小栗総務課長

定刻になりましたので、ただ今から、「平成27年度第1回江田島市総合教育会議」を開催いたします。

現在、出席されている構成員は、6名でございます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりでございます。

市長を議長として選任することについて、構成員の意見を求めます。いかがでしょうか。

### ○ 構成員一同

異議なし。

### ○ 小栗総務課長

ありがとうございます。それでは、田中市長、よろしく申し上げます。

### ○ 田中市長

それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。

この会議は、公開となっております。本日の協議内容を踏まえまして、申込みのあった1名の方に傍聴を許可しておりますので、御了承いただけますでしょうか。

### ○ 構成員一同

異議なし。

### ○ 田中市長

ありがとうございます。異議なしということでございます。

### ○ 小栗総務課長

ありがとうございます。それでは、開会のあいさつを、田中市長が行います。田中市長、よろしく申し上げます。

### ○ 田中市長

こんにちは。本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、今年度から施行された新制度として開催されるものでございます。

後ほど、「(2) 報告第1号 報告について (江田島市総合教育会議設置要綱の制定について)」で報告させていただきますが、御参集いただいた教育委員会の皆様と私を構成員として、4月1日付けで江田島市総合教育会議を設置したところでございます。

この会議の設置によりまして、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。また、市長と教育委員会が協議・調整することによりまして、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たること

が可能になります。

本日は、第1回目ということでございますが、1番目として総合教育会議の制度説明、2番目として総合教育会議の設置に係る要綱制定の報告、3番目として総合教育会議の運営上のルールである規程案の審議、4番目として大綱策定に係る協議の順に議事を進めていきたいと思っております。

開催に至るまでに期間を要しましたが、本市の教育について協議する貴重な場でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小栗総務課長

田中市長、ありがとうございます。

本日の会議には、構成員の皆様に出席していただいたほか、教育委員会事務局職員5名、総合教育会議事務局職員3名が出席しております。

出席者は、お手元にお配りしています、「資料2」に記載しております。「資料2」をお開きください。

この場で、構成員の皆様を、私の方で紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

田中 市長です。

三島 教育委員会委員長です。

樋上 教育委員会委員長職務代理者です。

柳川 教育委員会委員です。

今井 教育委員会委員です。

塚田 教育委員会教育長です。

続きまして、関係者といたしまして、教育委員会事務局職員を紹介させていただきます。

渡辺 教育次長です。

畠藤 学校教育課長です。

山井 生涯学習課長です。

木場 西能美学校給食共同調理場総括場長です。

木場 江田島図書館長兼能美図書館長です。

次に、総合教育会議事務局職員を紹介させていただきます。

山本 総務部長です。

総務課 山崎主任です。

本日、司会を務めさせていただいております、総務課長の小栗です。よろしくお願いいたします。

以上で、構成員等の紹介が終わりましたので、議事の進行を、議長である田中市長にお任せしたいと思います。田中市長、よろしくお願いいたします。

○ 田中市長

それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「(1) 総合教育会議の制度説明について」でございます。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、今年度から始まった制度でございます。

内容につきましては、事務局をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 山崎主任

座ったままで失礼いたします。

「資料4」, 4ページから5ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われまして、同法に第1条の4として新たな規定が設けられました。

今回の一部改正では、総合教育会議を設置することによって、教育に関する予算の編成・執行、条例提案などの権限を有している市長と教育委員会とが、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4として設けられた規定の内容について、「資料4」, 4ページから5ページにかけまして、説明を行います。

なお、説明の都合上、国から示されている事項について、「地方公共団体」とされている部分に関しましては「本市」と、「地方公共団体の長」とある部分に関しましては「市長」といった形に置き換えて説明してまいります。

まず、総合教育会議の位置付けとしましては、市長と教育委員会との協議・調整の場でございます。市長と教育委員会との決定機関でもございませぬし、市長の諮問機関でもございませぬ。また、地方自治法上の市長の附属機関でもございませぬ。市長と教育委員会とは、総合教育会議の場で協議・調整を行い、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することになります。

第1項関係です。「設置及び所掌事項」について説明します。

総合教育会議は、市長が設置して、次の所掌事項を行います。

- ◇ 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
  - ◇ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
  - ◇ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
  - ◇ これらに関する、構成員の事務の調整
- となっております。

法の条文の中で難しい点多々あると思いますので、若干の補足をさせていただきます。

まず、「重点的に講ずべき施策」に関しましては、

- ◇ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項であったり、
  - ◇ 保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携など市長部局である福祉保健部と連携した総合的な子育て支援のような市長と教育委員会の事務の調整が必要な事項
- が想定されております。

「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」といたしましては、

- ◇ いじめ問題によって児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ですとか、

◇ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合  
等が想定されています。

「緊急の場合」といたしましては、災害の発生等が考えられます。

◇ 災害の発生等によって、学校の校舎の倒壊等の被害が生じており、市長部局である防災担当  
と連携する場合

◇ 災害の発生等によって、避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急  
に構築する必要があるとあって、福祉保健部と連携する場合  
等が想定されます。

続いて、第2項関係に移ります。「構成員」です。

これは、先ほどからも出ておりますとおり、市長及び教育委員会により構成されております。

第3項関係と第4項関係については、「招集」に関する規定でございます。

市長が、招集を行います。教育委員会は、その権限に属する事項に関して協議する必要がある  
と思料するときは、市長に対し、総合教育会議の招集を求めることができますとあります。

第5項関係で、「意見聴取」についての規定でございます。

総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有  
する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができるとあります。ここでいう、意  
見を聴くことができる関係者、学識経験者としましては、大学教員であるとか、PTA関係者等  
が想定されております。

5ページをお開きください。

第6項関係、「公開」についてです。

総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害される  
おそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除いては、原則、公開とされ  
ております。今回の会議におきましても、この原則に基づきまして、議論を公開する形を採らせ  
ていただいております。これは、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教  
育行政を行う趣旨を徹底するためとされております。なお、非公開とする場合としましては、い  
じめ問題等の個別事案で関係者の氏名等の個人情報保護を保護する必要がある場合、次年度の新規予  
算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することが適当  
でない場合が想定されております。

第7項関係です。「議事録」についての規定です。

市長には、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事  
録を作成し、これを公表する努力義務があります。

第8項関係です。「調整の結果の尊重義務」です。

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、そ  
の調整の結果を尊重する義務があります。

第9項関係、「運営に関し必要な事項」についてです。

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めます。次の次の議事で江田島市  
総合教育会議運営規程案について話をする場を設けておりますが、この規定に基づいて提案させ  
ていただいております。

以上で、説明を終わります。

○ 田中市長

「(1) 総合教育会議の制度説明について」の説明を受けましたけれども、これについて、何か質問はございませんでしょうか。

○ 田中市長

後から気が付いたことがあれば、質問していただいても結構です。質疑がないようですので、「(1) 総合教育会議の制度説明について」を終了させていただきます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

「(2) 報告第1号 報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定について）」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、江田島市総合教育会議を設置する必要性が生じたことによりまして、江田島市総合教育会議設置要綱を定めましたので、報告いたします。なお、この要綱は、平成27年3月31日付けで、平成27年江田島市訓令第11号として定めました。

内容につきましては、事務局をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 山崎主任

「資料5」、6ページから10ページをご覧ください。

7ページから8ページに要綱の条文を、9ページから10ページに参考資料を添付しております。9ページから10ページの参考資料に沿って、説明をまいります。

先ほどの「(1) 総合教育会議の制度説明について」の説明と重複する点があるかと思っておりますので、できる限り重複しないように説明をまいります。

なお、説明の都合上、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政法」と、「江田島市総合教育会議設置要綱」を「要綱」と呼ばさせていただきます。

それでは、説明に移ります。

まず、総合教育会議の設置は、地方教育行政法第1条の4第1項に基づくものです。地方教育行政法において、設置、構成員等を規定しており、その他総合教育会議の運営に必要な事項は総合教育会議が定めることとされていることから、条例制定の必要性がございません。

総合教育会議の設置主体が市長であること、総合教育会議が市の内部組織であることから、江田島市訓令という形で、市長が定めることといたしました。

要綱の規定内容は、地方教育行政法第1条の4の規定をベースにしております。

まずは、第1条関係から説明まいります。「設置の目的」です。

市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために、江田島市総合教育会議を設置します。

第2条関係、「所掌事項」です。

これにつきましては、先ほど説明した制度説明のものと同じ規定ぶりとしてさせていただきます。

第3条関係、「構成員」につきましても、市長と教育委員会で構成してまいります。

続いて、第4条関係の「会議」につきましては、原則として、市長が招集し、例外として、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し

て、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができます。

10ページをお開きください。

第5条関係の「意見聴取」です。

意見聴取としては、総合教育会議において、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。

第6条関係、「公開」については、原則として、公開です。なお、非公開にする場合については、先ほど説明したとおりでございます。

第7条関係の「議事録」、これにつきましては、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成して、公表してまいります。

「事務局」につきましては、総務部総務課に置くこととなっております。開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成、公表等の事務については、総務部総務課で行います。これは、市長が総合教育会議を設置し、招集するとしていることにかんがみまして、総務部総務課で行うこととさせていただいております。

最後に、「施行日」です。

平成27年4月1日から施行します。地方教育行政法の一部改正が行われましたが、この一部改正の総合教育会議に関する部分の施行日が、平成27年4月1日からでございます。この施行日と合わせまして、平成27年4月1日からの施行とさせていただいております。

以上で、説明を終わります。

○ 田中市長

「(2) 報告第1号 報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定について）」の説明を受けましたけれども、これについて、何か質問はございませんでしょうか。

○ 田中市長

質疑がないようですので、「(2) 報告第1号 報告について（江田島市総合教育会議設置要綱の制定について）」を終了いたします。

次の議事に入らせていただきます。

「(3) 議案第1号 江田島市総合教育会議運営規程案について」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づきまして、江田島市総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるため、規程を制定したいので、会議の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○ 山崎主任

「資料6」、11ページから21ページをご覧ください。

12ページから17ページに規程案を、18ページから21ページに参考資料を添付しています。この参考資料は、規程案の作成において参考にした、江田島市教育委員会会議規則との比較表となっております。

地方教育行政法第1条の4第9項に「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とあり、先ほど報告いたしました要綱第9条に「会議の運営に関し必要な事項は、会

議が別に定める」とあることから、江田島市総合教育会議において、この規程を定めるものとします。

要綱には、総合教育会議の設置を始め、おおまかなルールを定めています。この要綱に規定していない、総合教育会議の運営に関し必要な事項を、総合教育会議の規程として定めることを提案するものでございます。

規程の内容につきましては、江田島市教育委員会会議規則を参考にしており、要綱よりもさらに詳細なものとしております。

条文に沿って、12ページから説明してまいります。

まず、第1条関係です。「趣旨」について規定しております。

江田島市総合教育会議の運営については、地方教育行政法及び要綱に規定するもののほか、この規程の定めるところによります。

第2条関係、「招集の方法等」です。

会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を教育委員会に通知して行います。教育委員会は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出ていただくこととなります。

第3条関係、「議事日程」です。

市長は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め、教育委員会に配付します。今回、皆様のお手元に配付している、「資料1」の次第のとおりでございます。議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、市長は、改めてその日程を定めることとしております。

13ページに移ります。

第4条関係、「会議の順序」です。

会議は、開会の宣告、市長の報告、議事の協議、その他、閉会の宣告の順とします。

第5条関係、「開会等の宣告」です。

会議の開会、休憩及び閉会は、市長が宣告します。

第6条関係、「事件の宣告」です。

市長は、会議に付議すべき事件を宣告します。

第7条関係、「事件の趣旨説明」です。

会議に付議された事件については、その発議者又は提出者が、まず、その趣旨を説明します。

第8条関係、「構成員の発言」です。

構成員は、事件の説明が終わった後において、質疑し、又は意見を述べることができます。この場合において、教育委員会が質疑し、又は意見を述べるときは、あらかじめ市長の許可を受けていただきます。

教育委員会が発言を求めたときは、その要求の順序に従って市長がこれを許可します。

第9条関係、「採決」です。

会議に付議された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終局した後、市長が問題を宣告して採決します。

第10条関係、「採決方法」です。

採決は、市長が教育委員会に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行います。市



長は、必要と認めるときは、教育委員会一人一人に賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができます。

14ページをお開きください。

第11条関係、「動議の提出」です。

教育委員会は、動議を提出することができます。動議が提出されたときは、市長は、会議に諮ってこれを議題とします。

第12条関係、「会議の公開」です。

会議は、公開とし、その議決により秘密会とすることができます。

第13条関係、「事務局職員の出席」です。

市長は、事務局職員を出席させることができます。

第14条関係、「議事録の作成及び署名」です。

議事録は、市長が事務局職員のうちから指名してこれを作成させます。議事録には、市長及び会議で決めた教育委員会1人が署名しなければなりません。

第15条関係、「議事録」です。

議事録には、会議の次第を始め、おおむね次に掲げる事項を記載します。

- ◇ 開会、閉会等に関する事項
- ◇ 出席及び欠席の構成員の氏名
- ◇ 構成員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- ◇ 市長等の報告の要旨
- ◇ 議題及び議事の概要
- ◇ 議題となった動議及び動議を提出した構成員の氏名
- ◇ 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- ◇ 議決事項
- ◇ これらのほか、市長又は会議において必要と認めた事項

15ページをお開きください。

第16条関係、「傍聴の許可」です。

会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び年齢を総合教育会議傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けることとします。総合教育会議が公開するものとされていることにかんがみまして、傍聴に関する手続を行ったことを御了承ください。

第17条関係、「傍聴できない者」についてです。

会議を傍聴することができない者は、酒気を帯びている者、会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者、これらのほかに市長が傍聴を不相当と認める者となります。

第18条関係、「傍聴人数の制限」です。

市長は、必要と認めるときは、傍聴人数を制限することができます。

第19条関係、「傍聴人の遵守事項」です。

傍聴人の遵守事項としましては、

- ◇ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ◇ 静かに傍聴し、私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- ◇ 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- ◇ 市長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録画又は録音を目的とする機器を持ち込み、

使用しないこと。

◇ これらのほかに会議の妨害となるような挙動をしないこと。  
としております。

第20条関係、「傍聴人の退席」です。

傍聴人は、第19条の規定に違反して市長が退席を命じたとき、又は秘密会とすることを市長が宣言したときは、直ちに退席しなければなりません。

16ページをお開きください。

第21条関係、「市長の指示」です。

第16条の「傍聴の許可」から第20条の「傍聴人の退席」までに定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければなりません。

第22条関係、「その他」です。

この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議が別に定めることとしております。何らかの形で別に定める必要が生じたときは、会議の議題として取り上げさせていただきます。ただければと思っております。

最後に、「施行日」についてです。

施行日については、本日の日付を入れておりますが、この会議で議決をいただければ、本日付で施行したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○ 田中市長

「(3) 議案第1号 江田島市総合教育会議運営規程案について」の説明を受けましたけれども、これについて、何か質問はございませんでしょうか。

○ 三島教育委員会委員長

総合教育会議を年に何回開催するかといった具体的なことを、事務局として考えている案はございますか。

○ 山崎主任

今回の議事の中で「(5) 協議第1号 江田島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について」を取り上げることとしており、この大綱を今年度中に策定する必要がありますが、これについて、今後の話合いの中でどうなってくるかというのは、流動的な部分があるかと思えます。次年度以降につきましては、新年度予算の編成前に、こんな新規事業を行ってはどうか等、いろんな話をする場を持てればと考えております。この大綱案を外しますと、年に1回から2回くらいを考えております。

○ 田中市長

他にございませんでしょうか。

○ 田中市長

それでは、他にないようでございますので、採決に入らせていただきたいと思います。本案に

賛成の方の挙手を求めます。

○ 構成員

(全員挙手)

○ 田中市長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は可決されました。以降の会議の運営については、この要綱の規定に基づきまして行っていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

「(4) 議事録に署名する者の決定について」でございます。

江田島市総合教育会議運営規程第14条第2項の規定に基づきまして、私とともに議事録に署名する者を決めます。このことについて、私に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 構成員一同

異議なし。

○ 田中市長

ありがとうございます。それでは、一任させていただきましたので、私の方で決めさせていただきます。

署名する者は、お手元にお配りしている、「資料2」の名簿の構成員の下段からの順番とします。よって、今回は、塚田教育委員会教育長にお願いいたします。

なお、江田島市総合教育会議運営規程第14条第1項の規定に基づき、議事録を作成する者には、総務課 山崎主任を指名いたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

「(5) 協議第1号 江田島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項の規定に基づきまして、江田島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるに当たりまして、会議の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 山崎主任

「資料7」、22ページから31ページをご覧ください。

23ページから29ページに大綱案を、30ページから31ページに参考資料を添付しています。この参考資料は、国が示した第2期教育振興基本計画の成果目標を抜粋したものです。

まず、「大綱に係るこの度の法改正の概要」を説明いたします。

市長は、民意を代表する立場であるとともに、地方教育行政においては、学校を設置し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行、条例提案などの重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉、地域振興等の一般行政との密接な連携が必要となっています。

これらを踏まえ、今回の地方教育行政法の改正においては、市長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向の、より一層の反映と本市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされました。

地方教育行政法第1条の3第1項の規定によりまして、市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

地方教育行政法第1条の3第2項の規定によりまして、市長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議する必要があります。

よって、市長が大綱を定めるに当たり、この会議の場で協議を行うこととします。

続きまして、「大綱がどのようなものか」を説明いたします。

大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであって、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。「参酌」についてですが、参考にするという意味でありまして、教育の課題が地域で様々であることを踏まえまして、市長は、地域の実情に応じて大綱を策定することになります。

続きまして、「大綱の記載事項について」、説明します。

大綱の主な記載事項については、本市の判断に委ねられていますが、主なものとしましては、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、保育園及び認定こども園を通じた幼児教育及び保育の充実、予算、条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。

市長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方教育行政法第1条の4第8項の規定によりまして、市長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかります。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当いたしません。

国の見解では、本市において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画や総合計画などのその他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整を行い、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこととされています。

この見解に沿って、第2次江田島市総合計画における「教育・文化部門」を抜粋して策定する案を提案します。今回、提案する案が、23ページからの大綱案となっております。

大綱が対象とする期間につきましては、具体的に地方教育行政法で定められておりません。市長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年から5年程度が想定されております。

第2次江田島市総合計画の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とされており、第2次江田島市総合計画の実施計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とされております。

大綱と総合計画の期間の整合性を持たせるため、大綱の期間を平成27年度から平成31年度

までとし、29ページの「4 対象とする期間」に記載しております。

なお、次期大綱は、第2次江田島市総合計画の実施計画の見直しに併せて、平成32年度から平成36年度までの期間のものを新たに検討することを考えております。

参酌の対象となる、国の教育振興基本計画の部分については、本市の実情と合致しない部分を除いては、おおむねその内容を網羅しているものと思われま。

以上で、説明を終わります。

○ 田中市長

事務局からの説明を受けましたけれども、構成員の皆様の御意見をお聞きしたいと思います。まず、私の思いを述べさせていただきます。

先ほどの説明にございましたように、大綱を定めなければならないことになっております。時間があれば、時間をかけて大綱を定めることができるとは思いますが、制度が発足しまして時間的な余裕がないことをごさしまして、第2次江田島市総合計画の中にある「教育・文化部門」を抜粋いたしまして、大綱としたいと思います。国が定めている中でも、目標や施策の根本となる方針が大綱に該当できれば、大綱に使ってもよいということをごさしますので、今回は、第2次江田島市総合計画の「教育・文化部門」を抜粋して大綱に振り替えさせていただきたいと思ひます。法の趣旨に外れることはないと思ひますので、この案を提案します。なお、今後は、できれば会議を重ねて違つた観点での大綱案を作つていきたいので、よろしくお願ひします。

それでは、次に皆様の御意見をお伺ひしたいと思いますので、三島教育委員会委員長、お願ひします。

○ 三島教育委員会委員長

確認ですが、本日のこの大綱案に係る意見を述べるということによろしいでしょうか。

○ 山崎主任

はい。

○ 三島教育委員会委員長

わかりました。この大綱案は、今、説明がありましたように、第2次江田島市総合計画から抜粋されているということをごさします。第2次江田島市総合計画の策定につきましては、教育委員会の意見を述べさせていただいたところをごさします。それから、本年3月には、教育委員会として、江田島市教育振興基本計画をこの内容で議決しております。

以上のことから、私としては、これに何ら作りかえるという意見は、ごさしません。

○ 田中市長

ありがとうございました。引き続きまして、樋上教育委員会委員長職務代理者、御意見がごさいましたら、お願ひします。

○ 樋上教育委員会委員長職務代理者

先ほど、三島委員長が言われましたので、言うことはないですけれども、第2次江田島市総合

計画の策定においては十分に審議されましたので、市長と教育委員会が意思を図りながら、手を携えていく必要があると思います。これが、絵に描いた餅にならないように、前に進めていきたいと思います。

○ 田中市長

ありがとうございました。続きまして、柳川教育委員会委員，お願いします。

○ 柳川教育委員会委員

私も子を持つ親といたしまして、個人個人の生徒を尊重しながら、教育に携わりながら、その地域がひとつとなって取り組んでいく姿勢が書いてあるのは、第2次江田島市総合計画に含まれていると思います。

○ 田中市長

ありがとうございました。続きまして、今井教育委員会委員，お願いします。

○ 今井教育委員会委員

皆様がおっしゃったとおり、大綱案の中に、第2次江田島市総合計画の内容が含まれていると思います。

○ 田中市長

ありがとうございました。続きまして、塚田教育委員会教育長，お願いします。

○ 塚田教育委員会教育長

先ほど事務局からもありましたとおり、大綱というのは、根本となる方針を定めるものであるという定義でございます。第2次江田島市総合計画も同様の性格であり、両者は合致していると思いますので、これでよろしいかと思えます。そして、第2次江田島市総合計画も平成27年度からということであり、始まりの時期もよいのではないかと思います。

○ 田中市長

ありがとうございました。

ただ今、構成員の皆様から、それぞれ貴重な御意見をお伺いしました。大変ありがとうございました。

皆様は、この度の大綱案について異議がないということでございますので、この御意見を受け止めまして、今後は、私の方で大綱を定める手続を進めてまいりたいと思います。

地方教育行政法第1条の3第3項の規定によりまして、市長が大綱を定めたときは、遅滞なく、これを公表します。公表の方法につきましては、市ホームページを想定しておりますが、公表前に構成員の皆様には、でき上がった大綱を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、「(6) その他」についてでございます。

何か協議又は調整しておくべきことがありましたら、お願いします。せっかくの機会ですので、

総合教育会議についてでも、何かあれば、お願いします。

○ 田中市長

この度の法改正のきっかけになったのが、皆様、御存知のように、いじめによる自殺であって、法改正によってもまだ矛盾したことが多いと思います。

従来から言われているように、教育委員会の人事権とか、予算といったものは、執行部が持っております。それに対して、教育委員会は、教育行政の中身につきまして、第三者の干渉を受けずに純粋に教育論について議論してきていただいたわけであります。行政だけでなく、また、教育委員会だけでは片付けられないような、今の社会の複雑な問題が出てきましたので、国としては、行政と教育委員会が協力して難しい課題を解決するように、そういう問題が起きないことが一番とは思いますが、そういった趣旨で法改正が行われたわけであります。私は、そういった問題が起きていないとは思っていますが、ひとつのきっかけとして、行政と教育委員会が遠慮なく、多少は教育行政に第三者が口を挟むことができなかつた部分に入って行けます。逆に、教育委員会としても、行政に対して多少は入っていけるということで、垣根が少しなくなったような感じを受けます。これからも、是非、全体的に考えて、いい方向を探っていければと思います。

私は、いろんなことがあって、なかなか時間を取れないのですが、教育委員会の皆様には、いろんな立場から教育行政について意見を出していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 三島教育委員会委員長

今までは、市長と話をする機会は、ほとんどなかったように思います。法律が改正されて、総合教育会議を開きなさいということで、市長と教育委員会が話をして共通認識を持てるということは、非常に有意義であると感じています。今まで以上にお互いが努力していく姿勢が必要となりつつあるように感じています。樋上教育委員会委員長職務代理者が言われましたように、この会議が絵に描いた餅にならないように、また、設置要綱第2条に関わる具体的な施策の内容に関して十分な議論をしていけるように、私どもも勉強していきたいと思っております。感想になりましたけれども。

○ 田中市長

何か感想等は、ありませんか。

○ 田中市長

ないようですので、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

最後に、議事録について、お諮りいたします。

議事録については、市長が会議の終了後、速やかに公表することになっております。公表の方法は、市ホームページに掲載することを考えております。議事録の作成から公表までの手続は、市長に一任させていただいてよいでしょうか。

○ 構成員一同

はい。

○ 田中市長

ありがとうございます。一任させていただきましたので、議事録の作成後、構成員の皆様に議事録を送付させていただきます。

以上で、本日の会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。それでは、司会を事務局に返します。

○ 小栗総務課長

皆様、本日は、ありがとうございました。

以上をもちまして、「平成27年度第1回江田島市総合教育会議」を終わらせていただきます。皆様、気を付けてお帰りください。ありがとうございました。